

令和5年9月29日

保護者 様

岐阜清流高等特別支援学校
校長 乙津 真由美

衣替えについて

日頃は、本校の教育にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
衣替えについて、下記のとおり実施しますので、季節に合わせた制服の着用をお願いします。

記

- 1 衣 替 え 令和5年10月23日（月） この日から「冬服」に統一します。
- 2 調節期間 令和5年10月2日（月）～10月22日（日）

- 3 冬服について

- ・校章バッジをつけてください。
- ・ブレザーの中は、長袖のカッターシャツを着用してください。（左胸ポケット上部に校章のプリントがあるもの）
- ・ネクタイを着用してください。



- 4 防寒具について

【セーターやカーディガン】

着用する場合は、ブレザーの下に着用し、色はグレー、紺等の華美でなく無地のものにしてください。また、着用する際は、ブレザー袖や裾から極力出ないようにしてください。パーカーをブレザーの中に着用することは不可とします。（正装として、身だしなみを意識するため。）

【防寒コート】

生徒指導規定に基づき、冬季における登下校時の防寒コート（華美でなく無地のもの）の着用を認めています。体育や部活動で使用する本校指定ウィンドブレーカーの着用は、名前が刺繍されているため、個人を特定されてしまいます。防犯対策も含めて別のものを着用するようにしてください。

【タイツについて】

あくまで防寒対策として認めております。従って、無地の黒、紺のもので、80デニール以上の肌が透けないものを着用してください。また、タイツを着用する場合はソックスを履かないことも可とします。

【その他の防寒具について】

冬季に限り、防寒対策として手袋、マフラー、ネックウォーマー、ニット帽等（華美でないもの）の使用を認めますので、必要に応じて着用してください。

- 5 備 考

- ・服装は登下校中を含め、正しく着用することを心掛けてください。
- ・調節期間は、気温や体調に合わせて、下記の順番で衣服の調節をしてください。
ア カッターシャツの長袖と半袖の選択（長袖を着用する際は、腕まくりをしない。）
イ ブレザーの着脱
ウ スラックスやスカートの冬用への切り替え
エ ネクタイは、冬服（ブレザー着用）の時は必ず着用する。
- ・体操服をカッターシャツの下に着ていると、ラインやネーム等がはっきりと透けてしまいます。年間を通じて、カッターシャツの下には肌着を着る習慣をつけてください。また、肌着の色がカッターシャツから透けにくいものを用意してください。
- ・ブレザーを着用せずに、セーターやカーディガンを着用することは、不可とします。